（エネルギー使用合理化設備）

三　法第十条の二の三第一項第二号イ及び第四十二条の五の二第一項第二号イの規定の適用を受ける減価償却資産　別表三に掲げる減価償却資産（エネルギー使用制御設備）

四　法第十条の二の三第一項第二号ロ及び第四十二条の五の二第一項第二号ロの規定の適用を受ける減価償却資産　別表四に掲げる減価償却資産

別表一　新エネルギー利用設備等

番号	機械その他の減価償却資産	
	1	2
1	太陽光発電設備（太陽光エネルギーを直接電気に変換するもののうち、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項に規定する日本工業規格（別表三1の項及び2の項において「日本工業規格」という。）C八九六〇に定める真性変換効率が十三・五パーセント以上（シリコン製の薄膜太陽電池にあっては七・〇パーセント以上とし、化合物太陽電池にあっては八・〇パーセント以上とする。）のものに限るものとし、これと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置を含む。）	風力発電設備（風力エネルギーを回転力に変換し、電気を発生させるもの（発電出力が五百ワット以上のものに限る。）のうち、ローター及び発電機を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の塔、起倒装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置を含む。）
2	水熱利用設備（河川水又は海水を熱源として利用するもののうち、第一号及び第二号に該当するものに限る。） 一　当該河川水又は海水の採水設備（取水口設備、放水口設備及び取水ポンプに限る。）並びに採熱用熱交換器及び配管（採水設備から電動熱源機までの間のものに限る。）を同時に設置する場合のこれらのもの（これらと同時に設置する管路若しくは人孔又は専用の搬送ポンプ、ストレーナ、生物付着防止装置、計量装置若しくは自動調整装置を含む。） 二　前号に掲げる設備により製造された熱媒体を供給又は回収するための導管（これと同時に設置する管路若しくは人孔又は専用の搬送ポンプ、供給制御装置若しくは計量装置を含む。）	雪氷熱利用設備（雪又は氷（冷凍機器を用いて生産したものを除く。）を熱源として利用するもののうち、当該雪又は氷の貯蔵設備及び配管を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の搬送ポンプ、送風機、熱交換器又は自動調整装置を含む。）
3	バイオマス利用装置（次の各号のいずれかに該当するものに限る。） 一　紙・パルプ製造工程バイオマス燃焼ボイラー（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第四項に規定する産業廃棄物（紙又はパルプを製造する工程において生じたものに限る。）を燃焼させることにより蒸気を発生させるもの（ストーカ式のものを除き、定格蒸気発生量が毎時一トン以上のものに限る。）のうち、ボイラーの排ガスを利用して燃焼用の空気を二百度以上に加熱する機構を有するものに限るものとし、これと同時に設置する専用の前処理装置、熱交換器、送風機、搬送装置、灰処理装置、排ガス処理装置、ポンプ又は配管を含む。） 二　リグニン燃焼ボイラー（濃縮されたパルプ廃液に含まれるリグニンを燃焼させることにより蒸解薬液を回収するとともに蒸気を発生させるもの（蒸気温度が五百度以上で、かつ、蒸気圧力が九千八百六キロパスカル以上のものに限る。）のうち、ボイラーの排ガス排出口における排ガスの温度が百三十度以下で、かつ、ボイラー効率が七十パーセント以上のものを専用の自動調整装置と同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の溶解タンク、送風機、ポンプ又は配管を含む。） 三　バイオマス利用メタンガス製造装置（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項に規定する廃棄物を発酵させることにより得られた混合ガスからメタンガスを精製する装置及び残さ濃縮装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料供給装置、ポンプ又は配管を含む。）	廃水処理装置（廃水を処理する装置（膜処理装置（膜処理により高純度化させる機能を有するものに限る。）を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の粉砕機、圧搾装置、煮熟機、濃縮装置、分離装置、混合装置、制御装置、熱交換器、冷却装置、ボイラー、廃水処理装置、貯蔵装置、ポンプ又は配管を含む。） 五　下水汚泥固形燃料貯蔵設備（下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第十三条の三第三号に規定する下水汚泥等を原材料とする固形燃料の貯蔵装置（消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第九条の四第二項に規定する技術上の基準を満たすもののうち容積が二千立方メートル未満のものに限る。）及び払出装置（指令に基づく供給量で当該固形燃料の払出しを行う機構を有するものに限る。）を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の受入装置、集じん装置、搬送装置、計量装置又は供給制御装置を含む。）

別表二　二酸化炭素排出抑制設備等

番号	機械その他の減価償却資産		
	1	2	3	4
1	熱併給型動力発生装置（エンジン（希薄燃焼方式又はダブル酸素センサー付三元触媒方式のものに限る。以下この項において同じ。）又はタービン（予混合希薄燃焼方式、低温選択還元脱硝方式、熱電可変方式、再生サイクル方式又は再熱サイクル方式のものに限る。以下この項において同じ。）及びこれらに直結するヒートポンプ方式熱源装置、発電機又はコンプレッサー並びにエンジン又はタービンから排出された熱を利用するための熱交換器、廃熱ボイラー又は廃熱吸収式冷温水器及び廃熱ボイラー又は廃熱吸収式冷温水器を設置する場合のこれらのものの交換、発電効率（ヒートポンプ方式熱源装置を設置するものにあっては、冷暖房エネルギー効率）及び廃熱回収効率の合計値が七十パーセント以上のものとし、ヒートポンプ方式熱源装置を設置するものにあっては当該合計値が八十パーセント以上のものとする。）に限るものとし、これらと同時に設置する専用の自動調整装置、蓄熱槽、冷却装置、系統連系用保護装置、ポンプ又は配管を含む。）	コンバインドサイクル発電ガスタービン（ガスタービンを駆動し発電を行うもの（ガスタービン駆動後の排ガスをボイラーに導いて、熱回収を行い、発生した蒸気を汽力発電に利用するものに限る。）で、当該ガスタービン、燃焼器及び空気圧縮機を同時に設置する場合のこれらのものであって、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第一号に規定する一般電気事業、同項第二号に規定する卸電気事業又は同項第三号に規定する一般電気事業者が実施する入札に応じて落札した供給条件により当該供給を行う事業を除く。）の用に供するものとし、対象となるコンバインドサイクル発電設備の熱効率（高位発熱量で算出した定格負荷運転時の発電端における設計値をいう。）が五十五パーセント以上のものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の起動・停止装置、制御装置、燃料供給装置又は配管を含む。）	高効率配線設備（六千六百ボルト以下の公称電圧で電気の供給を受け、又は二百五十四ボルトの公称電圧で負荷機器に電気を供給するための電線（電線管類及び電線支持物を含む。）、断路器、漏電遮断器、ヒューズ、変圧器、計器、計器用変成器、盤類及び配線器具を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用のリアクトル（定格電圧が二百五十四ボルト以上のものに限る。）、コンデンサー、避雷器、遮断器（漏電遮断器を除く。）、負荷開閉器、高圧カットアウト又は保護継電器を含む。）	高効率複合工作機械（次の各号のいずれかに該当するものに限る。） 一　高効率複合加工機（被加工材を回転させて加工を行う機構を有するもので、高効率モーター（回転子に永久磁石若しくは金属性磁性材料を用いるもの又は半導体インバーター方式により電力制御を行うものに限る。）により主軸を駆動させるもの及び半導体インバーター式の油圧制御装置、電気制御による駆動装置又は熱変位補正制御装置を同時に設置する場合のこれらのものに限る。）